

米軍属による性的暴行等未遂事件に関する意見書

今年4月に本島中部の住宅街路上において、女性に対し性的暴行を加えようとしたとして、米軍属が強姦性交等未遂の容疑で7月30日に逮捕、起訴される事件が明らかとなり、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

本市議会は、本年2月に本市で発生した在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件で、抗議決議を可決し厳重に再発防止を訴えたばかりである。それにもかかわらず、同様の事件が発生したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪し、県民の平穏な生活を脅かすものであり、激しい怒りと憤りを禁じ得ない。

沖縄は戦後76年を経た今もなお、全国の米軍専用施設面積の約70.6パーセントが集中し、県民は基地から派生する事件・事故・環境汚染等により、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられている。今回の事件もまた、米軍や日米両政府が再発防止策や綱紀粛正をいくら強調しても、同様の事件・事故が繰り返される現実を示すものとなっている。

よって、本市議会は、市民と県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による蛮行・事件に関し、満身の怒りをこめて、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 日米地位協定の対象者である軍属等に対しても夜間外出等の対策を講じること。
- 4 「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の在り方を含め、即応性のある実務者協議の場を設けること。
- 5 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月1日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長